

町田市斜面地における建築物の建築の制限に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、町田市斜面地における建築物の建築の制限に関する条例（平成17年10月町田市条例第50号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(建替えに関する特例の許可の手続)

第3条 条例第6条第1項の規定による許可を受けようとする者は、許可申請書（第1号様式）の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における斜面地建築物の位置、申請に係る斜面地建築物と他の建築物との別、擁壁の位置並びに敷地の接する道路の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途並びに壁及び開口部の位置
2面以上の立面図	縮尺及び開口部の位置
2面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び斜面地建築物の高さ
日影図及び等時間日影図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における斜面地建築物の位置、斜面地建築物の各部分の平均地盤面からの高さ、建築基準法（昭和25年法律第201号）第56条の2第1項の水平面（以下この表において「水平面」という。）上の敷地境界線からの水平距離5メートル及び10メートルの線（以下

	この表において「測定線」という。) 、斜面地建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から1時間ごとに午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状並びに斜面地建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間又は水平面に生じさせる日影の等時間日影線
平均地盤面算定図	縮尺、斜面地建築物が周囲の地面と接する位置及び平均地盤面の位置
申請理由書	許可申請を行う理由及び建替えの妥当性

2 市長は、条例第6条第1項の規定による許可をしたときは、許可通知書（第2号様式）に、前項の許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知する。

3 市長は、条例第6条第1項の規定による許可をしないときは、その旨及びその理由を記載した書面に、第1項の許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知する。

（制限の緩和の対象となる増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の範囲）

第4条 条例第7条の規則で定める範囲は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める範囲とする。

(1) 増築 住戸又は住室の床面積の増加を伴わないもの

(2) 改築、大規模の修繕又は大規模の模様替 当該改築、修繕又は模様替のすべて

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

許 可 申 請 書					
<p>町田市斜面地における建築物の建築の制限に関する条例第6条第1項の規定による許可を受けたいので、下記のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>町田市長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 電話 () 〔法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕</p> <p style="text-align: center;">記</p>					
1	建築主住所氏名	電話 ()			
2	代理者資格	()建築士 登録第 ()号			
	住所氏名 建築士事務所	()建築士事務所 登録()第 ()号	電話 ()	番	
3	設計者資格	()建築士 登録第 ()号			
	住所氏名 建築士事務所	()建築士事務所 登録()第 ()号	電話 ()	番	
4 敷地 の 置	地名地番		用途地域		
	地区の区分		防火地域	防火・準防火・指定なし	
5	主要用途		6 工事種別	新築・増築・改築 移転・用途変更・その他	
		申請部分	申請以外の部分	合計	※ 敷地面積10に対する割合
7	敷地面積	m ²	m ²	m ²	※ 敷地面積11に対する割合限度
8	建築面積	m ²	m ²	m ²	%
9	延べ面積	m ²	m ²	m ²	%
	①	()	()	()	
	②	()	()	()	
	③	()	()	()	
	④	()	()	()	
	⑤	()	()	()	
	⑥	()	()	()	
	⑦	()	()	()	
	⑧	()	()	()	
	⑨	()	()	()	
	⑩	()	()	()	
12	高さ及び階数	m	13 斜面建築物の構造	14 敷地境界線からの距離	m
15	工事着手予定日	年 月 日	16 工事完了予定日	年 月 日	
※受付欄				※許可欄	年 月 日 第 号

(注意) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 9欄の()内には、次の用途に供する部分の床面積を記入してください。

- ① 地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分
- ② エレベーターの昇降路の部分
- ③ 共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分
- ④ 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分
- ⑤ 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分
- ⑥ 蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分
- ⑦ 自家発電設備を設ける部分
- ⑧ 貯水槽を設ける部分
- ⑨ 住宅の用途に供する部分
- ⑩ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分 3 申請者の氏名(法人の場合にあっては、代表者の氏名)を自署で行う場合においては、押印を省略できます。

第2号様式（第3条関係）（表）

許 可 通 知 書

第 年 月 日 号

申請者 様

町田市長



下記による許可申請書及び添付図書に記載の計画については、町田市斜面地における建築物の建築の制限に関する条例第6条第1項の規定に基づき、許可しましたので通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 敷地の地名地番 町田市
- 3 斜面地建築物又はその部分の概要

- (注意) 1 この通知書は、大切に保存してください。
2 この決定に不服がある場合の教示を裏面に掲載しています。

(裏)

教示

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に町田市建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、町田市を被告として（市長が被告の代表になります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。